



平成30年度

第1回
太宰府市地域公共交通
活性化協議会

太宰府市 都市計画課



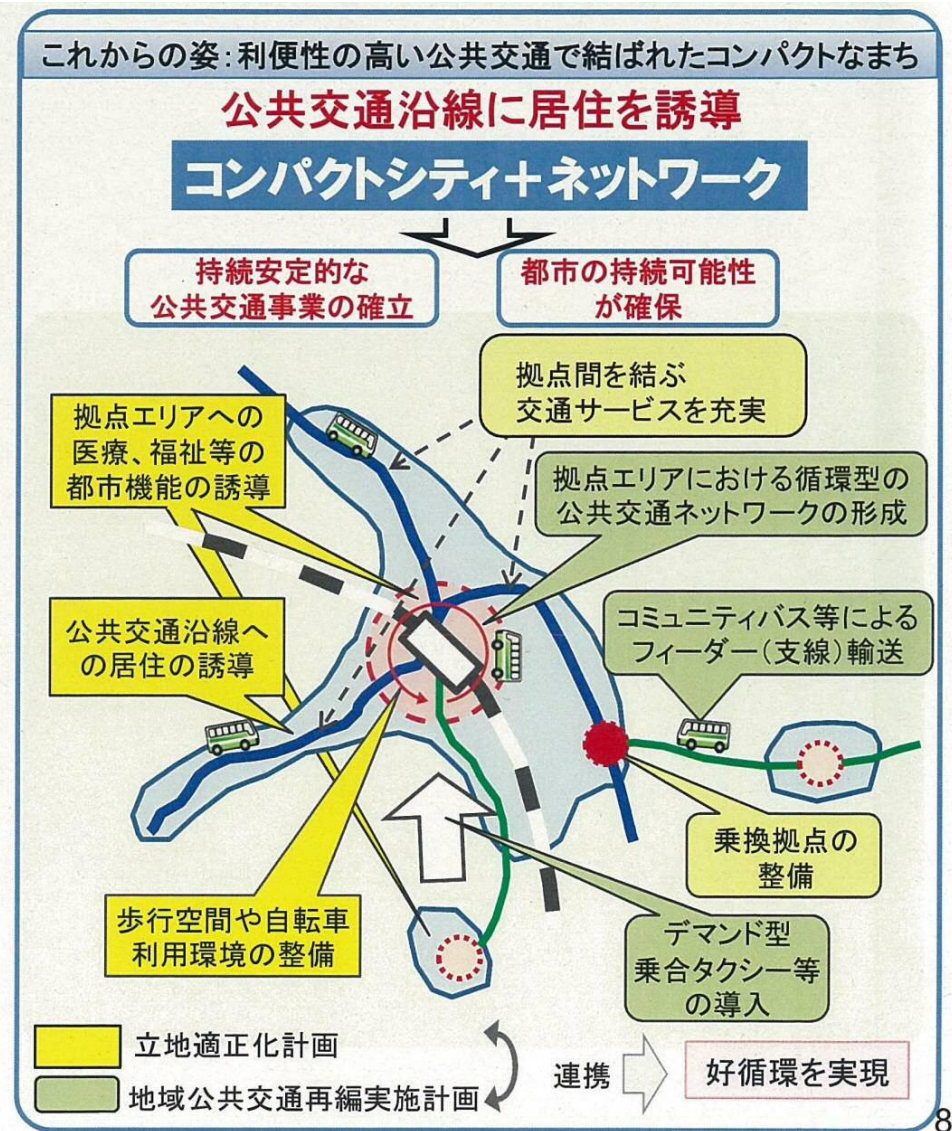
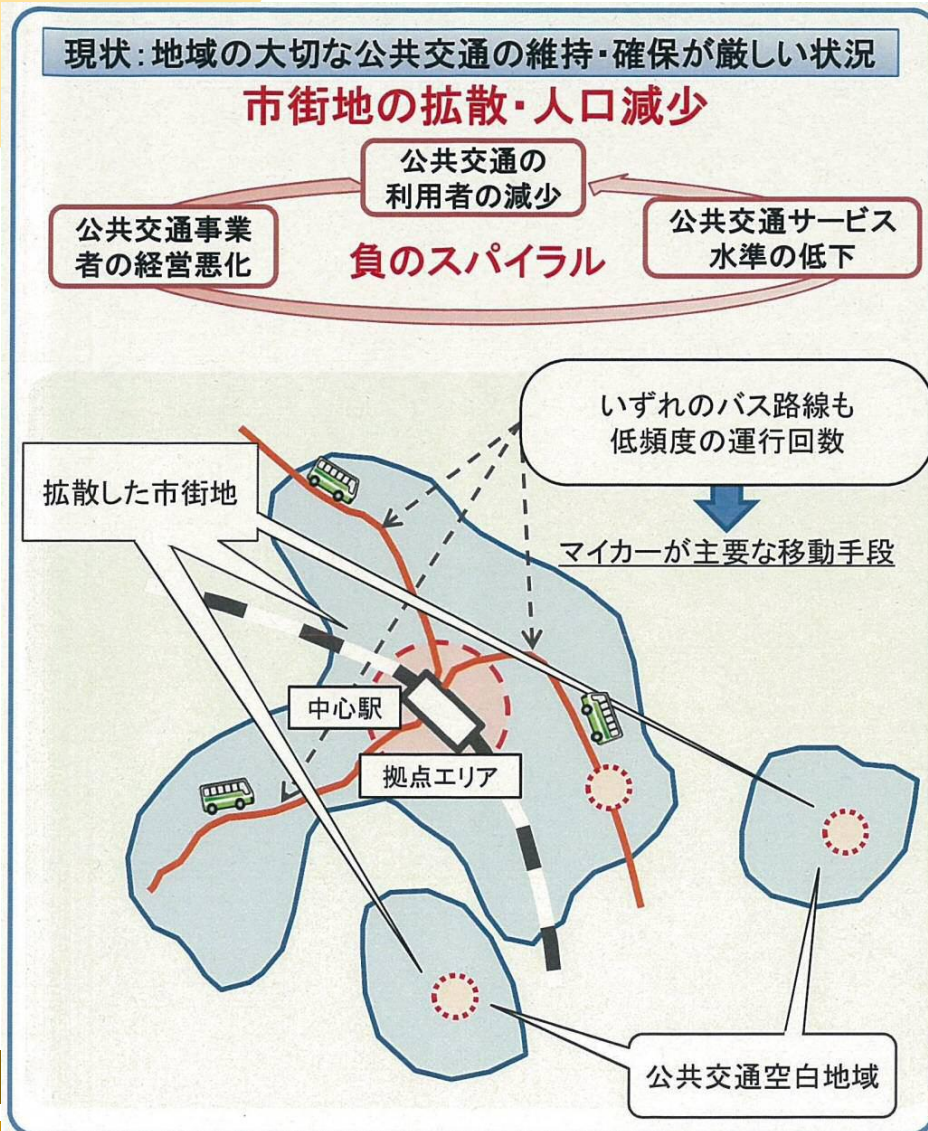
次第

1. 地域公共交通活性化協議会について
2. 地域公共交通網形成計画の策定に向けて
3. 太宰府市の主な公共交通網の概要
4. 太宰府市の交通課題
 - ①市全体の課題
 - ②主要な拠点の課題
5. 今後の予定について

0. 太宰府都市計画の取組について

0. 都市計画課の取組：まちづくり

◆コンパクトなまちづくりと一体となった公共交通の再編のイメージ



※出典：報道発表資料「地域公共交通再編実施計画の認定（について～岐阜市が全国で第1号～）」
添付資料内参考③改正地域公共交通活性化再生法の概要（平成27年8月、国土交通省HP）

0. 都市計画課の取組：渋滞対策

- ・道路
- ・歩道
- ・交差点
- ・駅前広場
- ・踏切

**総合交通計画
協議会**

太宰府市総合交通計画・交通戦略の策定及び実施に関し必要な事項について協議すること。

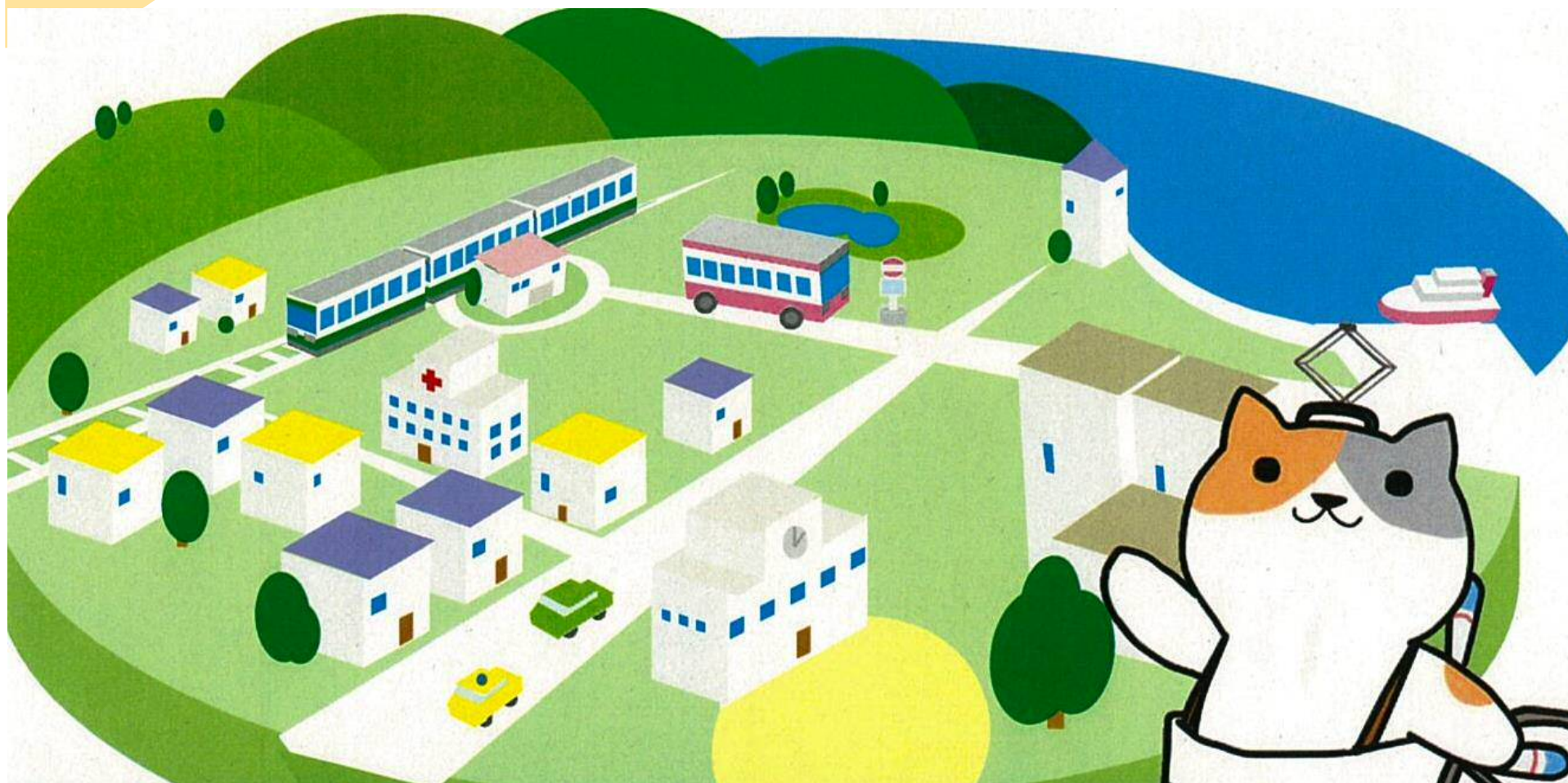
- 多様な交通モード
- ・バス
 - ・電車
 - ・タクシー

**地域公共交通
活性化協議会**

地域公共交通網形成計画等の作成及び実施に関し必要な協議を行うこと。

良好な交通環境の形成

0. 都市計画課の取組：渋滞対策



1. 地域公共交通活性化 協議会について

1. 協議会の目的

地域公共交通活性化協議会の目的

人口減少等が予測される将来においても持続可能な地域公共交通網の形成を目的として、「地域公共交通網形成計画」の策定やその他必要な事項について、調査、協議すること。

地域公共交通活性化協議会の位置づけ

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条、道路運送法施行規則第9条の3・・・の規定に基づき、地方公共交通網形成計画等の作成及び実施に関し必要な協議を行うこと。

太宰府市附属機関設置に関する条例（別表）抜粋

1. 地域公共交通の現状

地域公共交通の現状

モータリゼーション

人口減少

少子高齢化

公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の一層の低下

乗合バスについては、平成19年度以降で約10,206kmの路線が完全に廃止。
鉄道については、平成19年度以降で約186kmの路線が廃止。

公共交通利用者が更に減少（負のスパイラル）

公共交通空白地域の深刻化

	空白地面積	空白地人口
バス 500m圏外	36,477 km ²	7,351千人
鉄道 1km圏外	(我が国の可住地面積の約30%)	(我が国の人口の5.8%)

(出典) 平成23年度国土交通省調査による

1. 地域公共交通の現状

地域公共交通に求められる役割

地域住民の移動手段の確保

運転のできない学生・生徒や
高齢者、障害者、妊婦等の
交通手段の確保

コンパクトシティの実現

諸機能が集約した拠点どうし、
あるいは拠点と居住エリアを結ぶ
交通手段の提供

まちのにぎわいの創出や健康増進

外出機会の増加によるまちのにぎわいの
創出や、「歩いて暮らせるまちづくり」
による健康増進

人の交流の活発化

観光旅客等の来訪者の
移動の利便性や回遊性の向上により、
人の交流を活発化

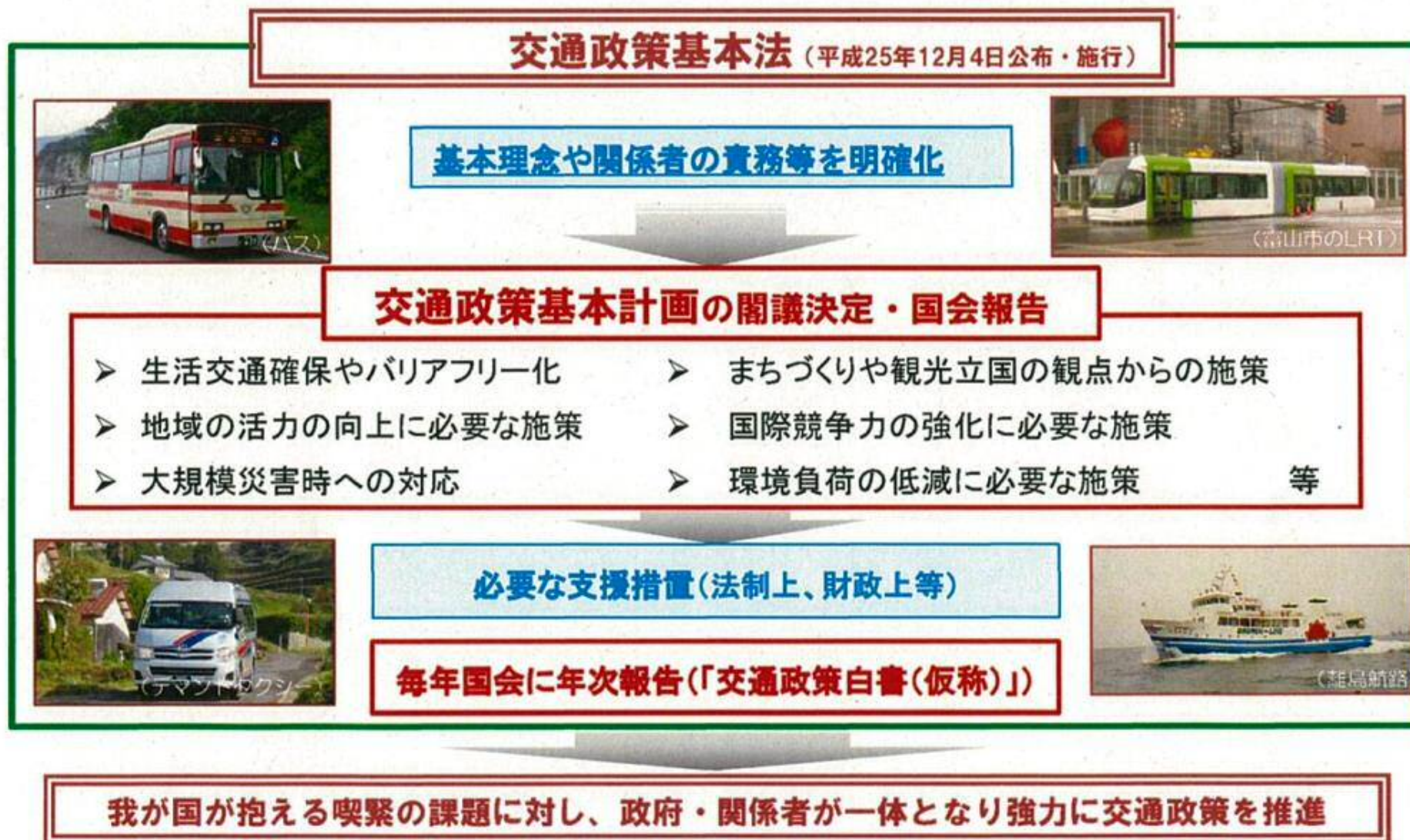
1. 地域公共交通の現状

地域公共交通の維持、改善は、交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり、観光、さらには、健康、福祉、教育、環境等の様々な分野で大きな効果をもたらすもの
(地域活性化のために不可欠な地域の装置・社会インフラ)

民間事業者を中心とした従来の枠組みから脱却し、地域の総合行政を担う地方公共団体が中心となって、地域戦略の一環として取り組む必要がある

住みやすく、活力に満ちた地域社会の実現に向け、地域公共交通の再編を進める！

1. 地域公共交通に関する法制度



1. 地域公共交通に関する法制度

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律平成19年10月施行

(目的)

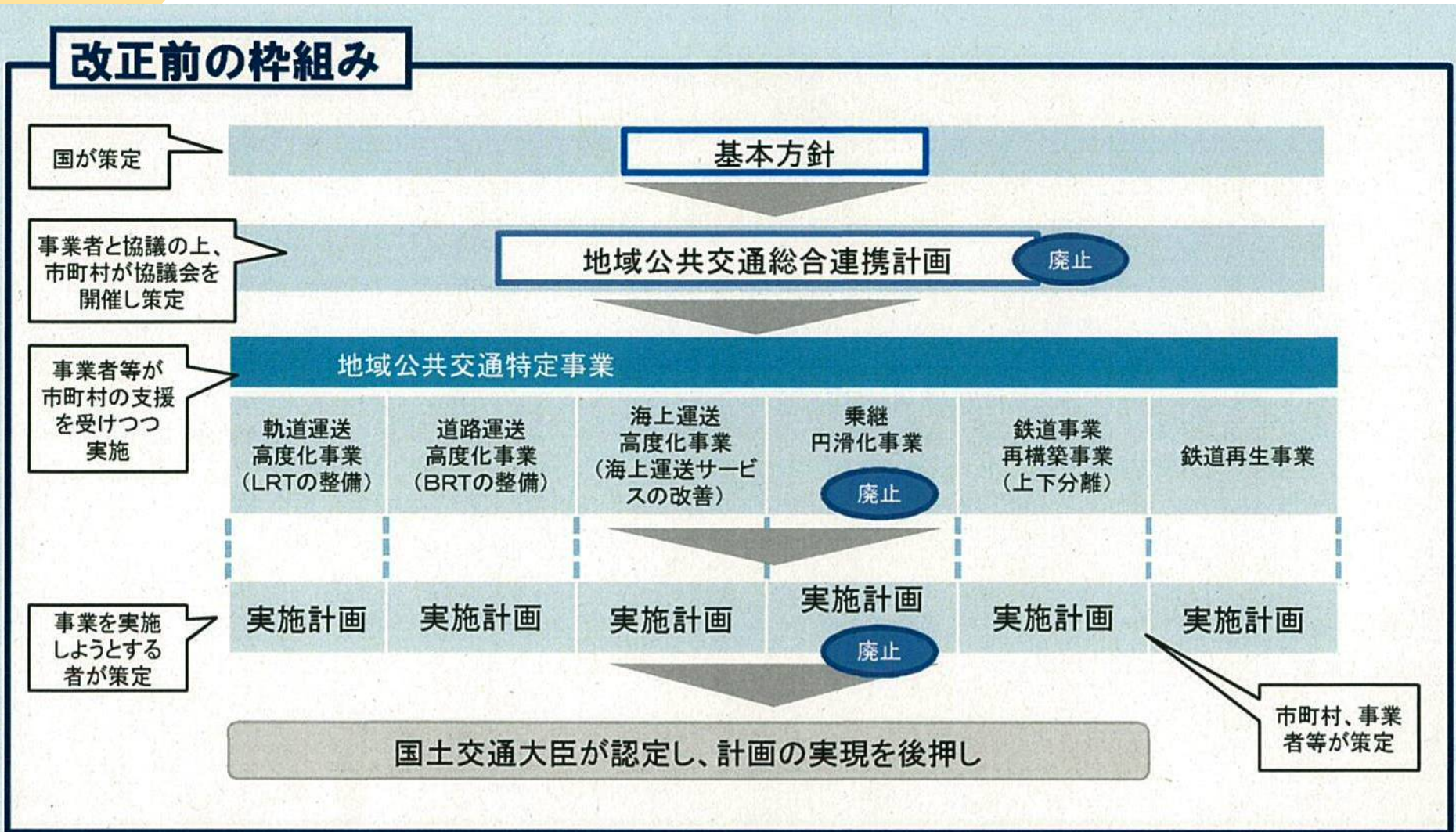
第一条 この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、移動のための交通手段に関する利用者の選好の変化により地域公共交通の維持に困難を生じていること等の社会経済情勢の変化に対応し、

地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光その他の地域間の交流の促進並びに交通に係る環境への負荷の低減を図るための基盤となる地域における公共交通網(以下「地域公共交通網」という。)の形成の促進の観点から地域公共交通の活性化及び再生を推進することが重要となっていることに鑑み、

交通政策基本法(平成二十五年法律第九十二号)の基本理念にのっとり、地方公共団体による地域公共交通網形成計画の作成及び地域公共交通特定事業の実施に関する措置並びに新地域旅客運送事業の円滑化を図るための措置について定めることにより、

持続可能な地域公共交通網の形成に資するよう地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

1. 地域公共交通に関する法制度



1. 地域公共交通に関する法制度 平成29年6月施行

改正のポイント

交通政策基本法の基本理念に則り、

①地方公共団体が中心となり、②まちづくりと連携し、③面的な公共交通ネットワークを再構築

国が策定
まちづくりとの連携を明確化

基本方針

事業者と協議の上、
地方公共団体が
協議会を開催し策定

地域公共交通網形成計画

<現行の地域公共交通総合連携計画に追加する事項>

- コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携
- 地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築

面的な公共交通ネットワークを
再構築するため、事業者等が
地方公共団体の支援を受けつつ
実施

地域公共交通特定事業

現行と同様

地域公共交通再編事業

軌道運送
高度化事業
(LRTの整備)

鉄道事業
再構築事業
(上下分離)

...

地方公共団体が事業者等の同意
の下に策定

地域公共交通再編実施計画

実施計画

実施計画

...

国土交通大臣が認定し、計画の実現を後押し

1. 協議会について

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

協議会について

- 地方公共団体は、地域公共交通網形成計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができます。（法§6①）
- これまで、協議会では計画の作成に関する協議・実施に関する連絡調整を行うのみでしたが、改正により計画の実施についても協議を行うことができることとしました。これに関連して協議への参加応諾義務が、計画の実施段階においてもかかることとなります。（法§6①④）
- また、協議会の構成員は、協議会において協議が調った事項については、その協議の結果を尊重しなければなりません。（法§6⑤）



地域公共交通網形成計画の作成・実施

- 協議会において公共交通事業者の間で、例えば公共交通サービスに係る個別・具体的な運賃・料金、運行回数、路線・運行系統等について合意がなされるなど、独占禁止法の規定に抵触しないよう留意する必要があります。（基本方針二③）

1. 協議会について

地域公共交通活性化協議会の役割

組 織	地域公共交通活性化協議会	地域公共交通会議
根拠法令	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	道路運送法施行規則
主宰者	地方公共団体	地方公共団体
目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域公共交通網形成計画の策定及び実施に関し必要な協議 ・ 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項 ・ 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項 ・ 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項 ・ <u>地域の交通計画を策定</u>
対象となる交通モード	多様な交通モード	バス・タクシー（乗合）、自家用有償旅客運送
構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体 ・ 公共交通事業者 ・ 公共交通事業者の従業員 ・ 道路管理者 ・ 港湾管理者 ・ 公安委員会 ・ 地域公共交通の利用者 ・ 学識経験者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体の長 ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者 ・ 住民又は旅客 ・ 地方運輸局 ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体 ・ <u>関係行政機関</u>

1. 協議会について

地域公共交通会議の協議を行うにあたっての具体的指針

地域公共交通会議
(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び 運賃・料金等に関する事項
①運行の態様
②運賃及び料金
③事業計画（路線、営業区域、使用車両等）
④運行計画
⑤路線又は営業区域の休廃止等
（イ）路線定期運行
（ロ）路線不定期運行、区域運行
⑥その他必要と認められる措置
(2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項
①市町村運営有償運送の必要性
②NPO等による自家用有償旅客運送の必要性
③旅客から収受する対価
④その他必要と認められる措置

2. 地域公共交通網形成 計画の策定に向けて

2. 地域公共交通網形成計画の策定に向けて

改正のポイント

交通政策基本法の基本理念に則り、

①地方公共団体が中心となり、②まちづくりと連携し、③面的な公共交通ネットワークを再構築

国が策定
まちづくりとの連携を明確化

基本方針

事業者と協議の上、
地方公共団体が
協議会を開催し策定

地域公共交通網形成計画

<現行の地域公共交通総合連携計画に追加する事項>

- コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携
- 地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築

面的な公共交通ネットワークを
再構築するため、事業者等が
地方公共団体の支援を受けつつ
実施

地域公共交通特定事業

現行と同様

地域公共交通再編事業

軌道運送
高度化事業
(LRTの整備)

鉄道事業
再構築事業
(上下分離)

...

地方公共団体が事業者等の同意
の下に策定

地域公共交通再編実施計画

実施計画

実施計画

...

国土交通大臣が認定し、計画の実現を後押し

2. 地域公共交通網形成計画の策定に向けて

基本方針について

- 総務大臣・国土交通大臣は、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針を策定（変更）することとされています。（法§3①⑤）

～基本方針で定める事項～ （法§3②）

- ① 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の意義及び目標に関する事項
- ② 地域公共交通網形成計画の作成に関する基本的な事項
- ③ 地域公共交通特定事業その他の形成計画に定める事業に関する基本的な事項
- ④ 新地域旅客運送事業に関する基本的な事項
- ⑤ 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事業の評価に関する基本的な事項
- ⑥ その他持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事項

- 記載内容として、事業の評価に関する事項を追加しました。
- 都市機能の増進に寄与することとなるよう配慮して定めることとしました。（法§3③）
- 交通政策基本計画との調和を図りながら定めることとしました。（法§3④）

地域公共交通活性化・再生の促進に関する基本方針 変更のポイント

変更の趣旨

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第3条に基づき、国土交通大臣が基本方針を策定
- 今般、同法の改正に伴い、地域公共交通の活性化及び再生が都市機能の増進に寄与することとなるよう配慮して定めるものとされたことを踏まえ、変更

現行

一 地域公共交通の活性化及び再生の意義及び目標に関する事項

二 地域公共交通総合連携計画の作成に関する基本的な事項

三 地域公共交通特定事業その他の連携計画に定める事業に関する基本的な事項

四 新地域旅客運送事業に関する基本的な事項

五 その他地域公共交通の活性化及び再生に関する事項

法改正後

一 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の意義及び目標に関する事項

二 地域公共交通網形成計画の作成に関する基本的な事項

三 地域公共交通特定事業その他の形成計画に定める事業に関する基本的な事項

四 新地域旅客運送事業に関する基本的な事項

五 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事業の評価に関する基本的な事項

六 その他持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事項

変更のポイント

前文に追加

将来にわたって持続可能な地域公共交通網を構築し、地域の活力を維持するとともに、個性あふれる地方の創生を推進

1 活性化及び再生の意義 以下について追加

民間事業者の事業運営に任せきりであった従来の枠組みから脱却し、地方公共団体が先頭に立って、地域の関係者が知恵を出し合い、合意の下で、持続可能な地域公共交通網を構想し、その実現に向けて地域公共交通の活性化及び再生を図る

急速な少子高齢化・人口減少社会において、都市の再生や地域の活力の向上及び持続的発展を実現するためには、コンパクトなまちづくりとともに、拠点同士、あるいは拠点と居住エリアを結ぶ地域公共交通網の充実が必要不可欠

2 活性化及び再生の目標

「住民、来訪者の移動手段の確保、「安全・安心で質の高い運送サービスの提供等」に加え、「地域社会全体の価値向上」として具体的に以下の項目を追加

- コンパクトなまちづくりの実現
- まちのにぎわいの創出や健康増進

観光振興施策との連携による人の交流の活発化

1 形成計画の記載事項

基本的な方針 以下の4点に留意し記載

1 まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保

2 地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワーク

3 多様な交通サービスの組合せ

4 住民の協力を含む関係者の連携

区域：交通圏を基本

目標：具体的・明確に設定

事業・実施主体：計画区域における地域公共交通を一体的に形成計画の対象とする

計画の達成状況の評価：評価の方法・実施時期を記載

計画期間：5年程度を原則。中長期的に地域が目指すべき将来像も念頭におきつつ、作成

2 都市計画等との調和

立地適正化計画、観光圏整備計画等他の分野の計画との連携

3 協議会

地域の目指すべき将来像や、計画の目標を達成する上で必要なサービスの水準等について協議

独占禁止法の規定に抵触しないよう留意

地域公共交通特定事業

従来の特定事業(軌道運送高度化・道路運送高度化・海上運送高度化・鉄道事業再構築・鉄道再生)に加え、

地域公共交通再編事業

を追加

地域公共交通再編実施計画の認定

基本方針に照らして適切か、特に、計画の基礎となっている形成計画について、上記1～4の「基本的な方針」に沿って作成されているかを踏まえ判断

形成計画に掲げた数値目標の達成状況を評価

事業実施の効果・効率を定期的に評価

1 関係者の役割 以下の項目などを追加

国

認定地域公共交通再編実施計画等に基づいて地域公共交通網を再構築する取組に対して、重点的に支援

人材育成情報提供

事業者

協議会への積極的参画

利用者減少を食い止め、回復していく取組

情報・データの提供

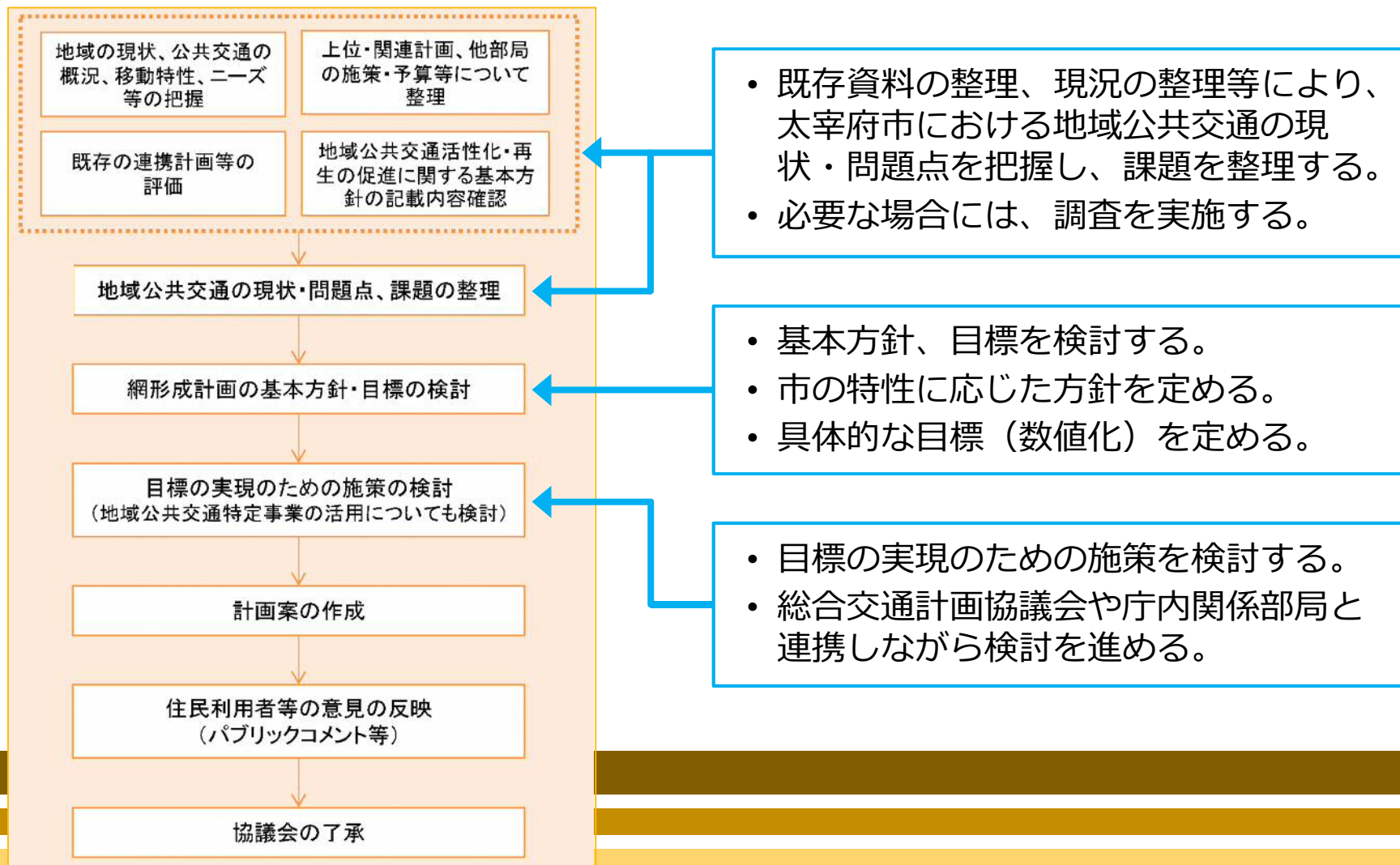
2 関連する施策の連携

まちづくり、観光振興、健康、福祉、環境など様々な分野における施策との連携を図ることが重要

まちづくりと地域公共交通の担当者が合同して、地方公共団体等に助言等を行っていくことを推進

2. 地域公共交通網形成計画の策定に向けて

• 地域公共交通網形成計画策定の流れ



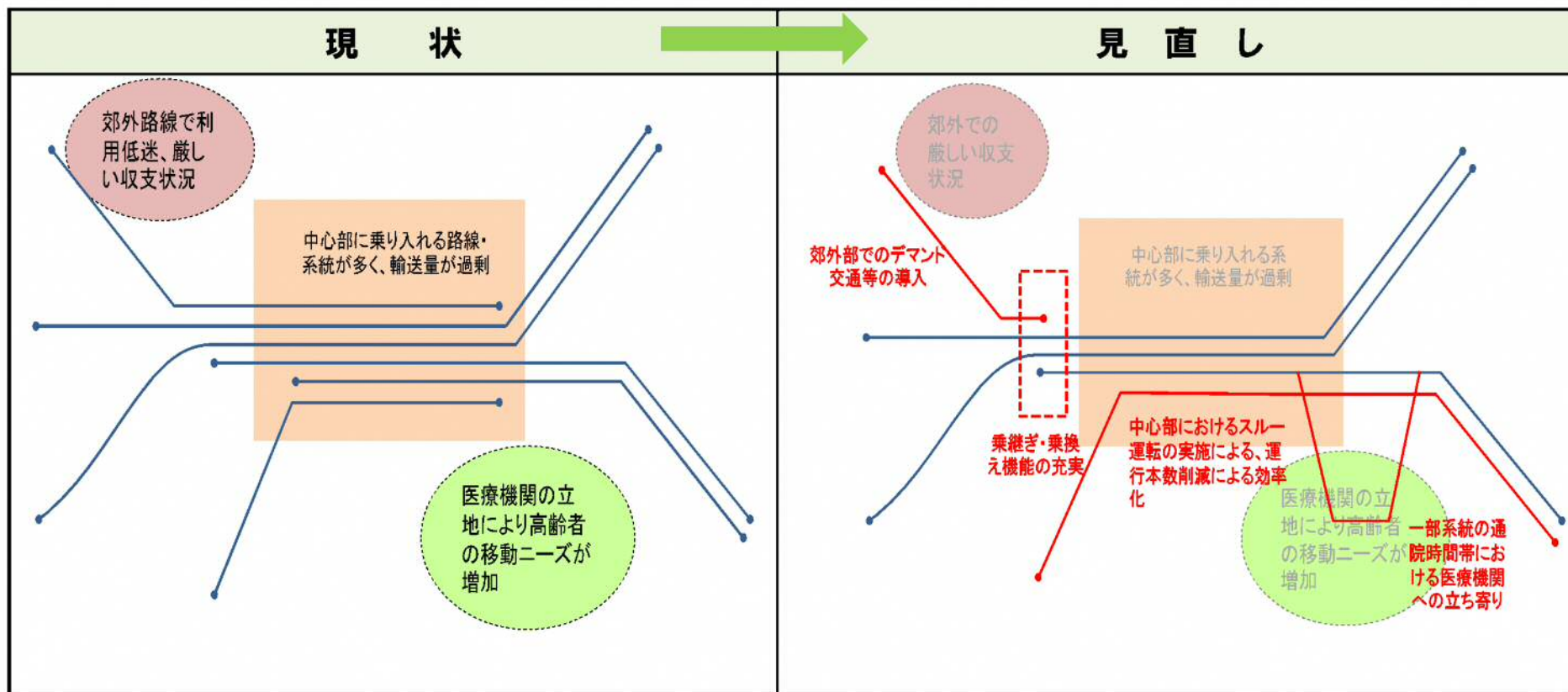
【計画策定の流れ】

※図出典：地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成のための手引き
(第3版・平成28年3月、国土交通省)

2. 地域交通網形成計画の策定に向けて

● 地域公共交通網形成計画のイメージ

- ◆ ルートの効率化による地域公共交通サービス向上のイメージ



※出典：地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成のための手引き（第3版・平成28年3月、国土交通省）

2. 公共交通網形成計画の策定に向けて

- 公共交通網形成計画において留意すべき事項

① まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保

- 特別史跡「大宰府跡」をはじめとする数多くの重要文化財や遺跡などを循環できる交通手段の確保

② 地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成

- 市内に点在する様々な公共施設とのネットワーク
- JRや西鉄などの公共交通機関への利便性が低い空白地域に、通学や通勤、買い物などの交通手段の確保

③ 地域特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせ

- 実情にあった交通モードサービスの検討

④ 住民の協力を含む関係者の連携

⑤ 広域性の確保

- 近隣市の交通結節点とのネットワークの確保

⑥ 具体的で可能な限り数値化した目標

3. 公共交通網の概要

3. 太宰府市の主な公共交通網の概要

- 太宰府市の概況

人口推計

- 平成29年11月時点 71,863人
- 平成36年度末の推計人口 . . . 約74,000人
(太宰府市人口ビジョン)

路線数

- 鉄道路線 3路線 (JR 1路線、西鉄 2路線)
- バス路線 21路線
(市コミュニティバス全11路線、西鉄10路線)

交通事業者数

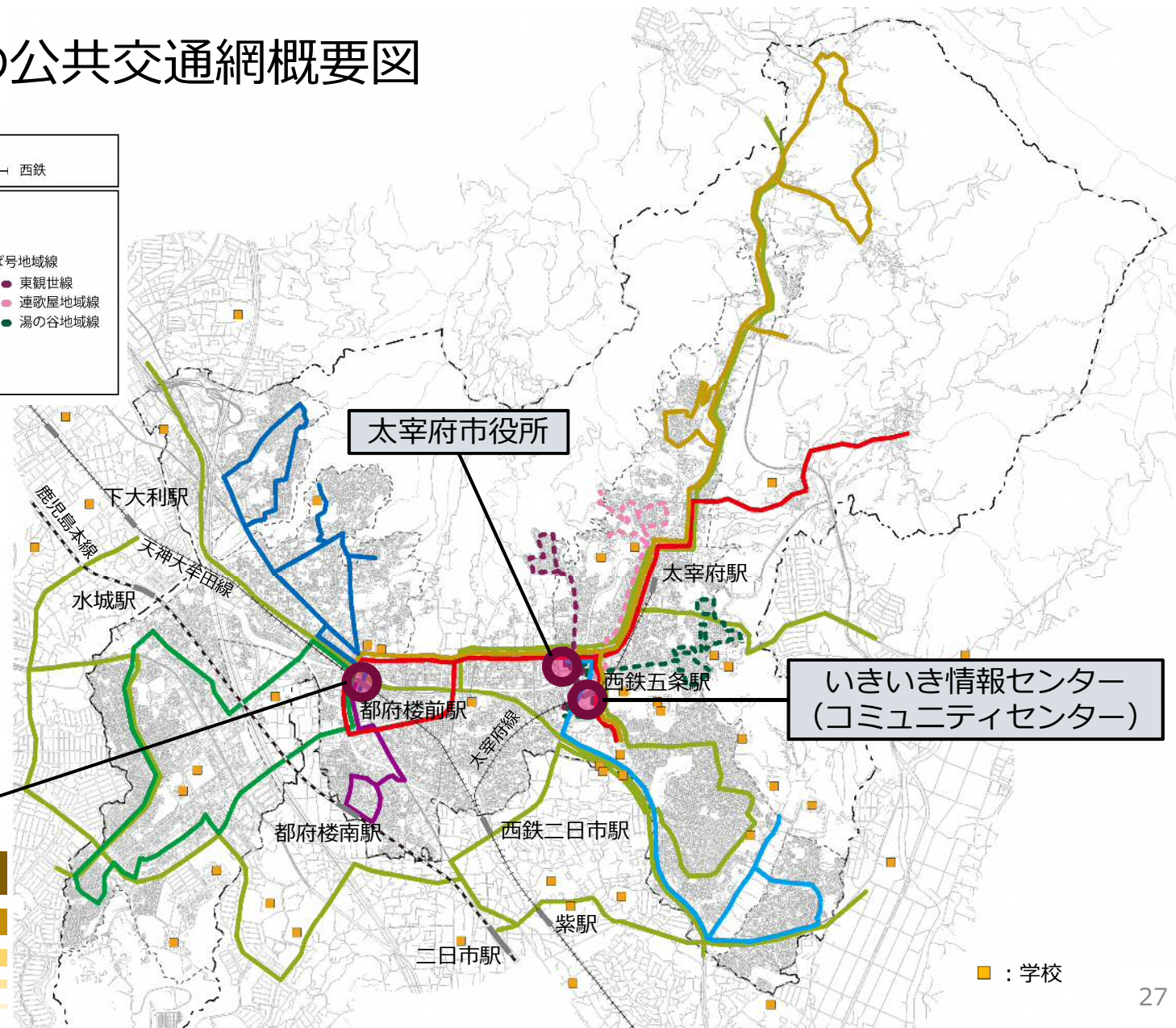
- 鉄道事業者 2事業者 (JR、西鉄)
- バス事業者 2事業者 (市コミュニティバス、西鉄)
- タクシー事業者 1事業者

3. 太宰府市の主な公共交通網の概要

- 太宰府市の公共交通網概要図

凡例

鉄道	
—+—+—+— JR	—+—+—+— 西鉄
バス路線	
— 西鉄路線バス	
まほろば号	
— 内山線	— 東観世線
— 北谷回り	— 連歌屋地域線
— 高雄回り	— 湯の谷地域線
— 都府楼回り	
— 水城・国分回り	
— 大佐野・吉松回り	



都府楼前駅
バスターミナル機能

いきいき情報センター
(コミュニティセンター)

■ : 学校

3. 太宰府市の主な公共交通網の概要

・ コミュニティバス「まほろば号」路線の変遷

◆ 平成10年4月

- 「まほろば号」運行開始（三条・内山地区及び太宰府西地区路線）
- 初乗り180円、最高200円（高齢者・子供半額）

◆ 平成11年6月

- 水城・国分地区路線開設

◆ 平成14年1月

- 全区間一律100円料金

◆ 平成14年4月

- 北谷・松川・三条地区路線開設

◆ 平成16年2月

- 都府楼地区路線開設

◆ 平成20年4月

- ダイヤ改正・乗継制度の実施
- 西鉄都府楼前駅にターミナル機能を持たせる

◆ 平成20年11月

- 買い物サポートカー「マミーズ・まほろば号東観世線」運行開始

◆ 平成21年4月

- 高雄地区路線開設

◆ 平成23年2月

- 地域サポートカー「まほろば号湯の谷地域線」運行開始

◆ 平成24年3月

- 三条台・山浦地区延伸

◆ 平成24年7月

- 地域サポートカー「まほろば号連歌屋地域線」運行開始

◆ 平成26年4月

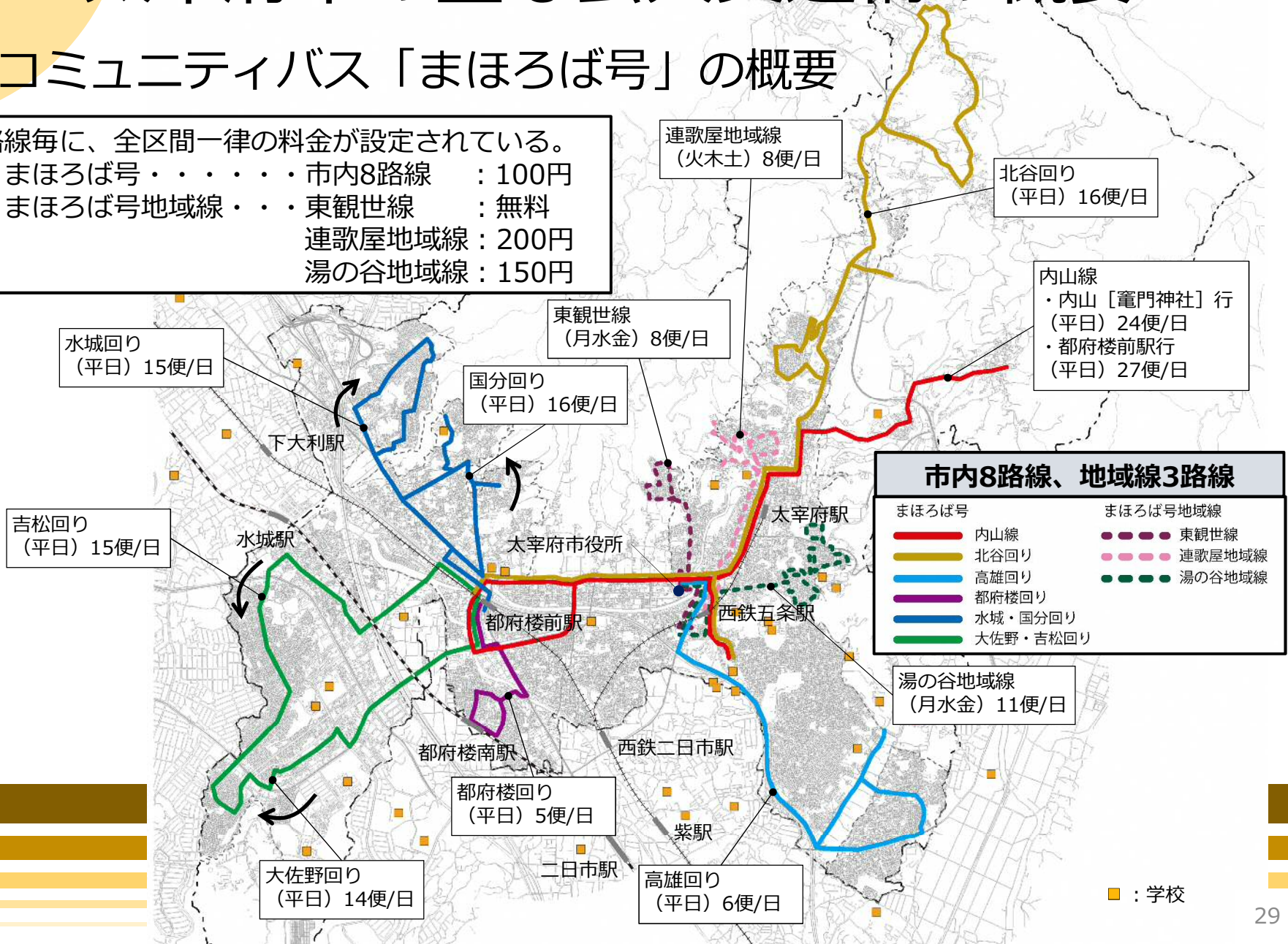
- 松川運動公園（上下水道事業センター）延伸

3. 太宰府市の主な公共交通網の概要

・ コミュニティバス「まほろば号」の概要

路線毎に、全区間一律の料金が設定されている。


まほろば号	市内8路線	: 100円
まほろば号地域線	東観世線	: 無料
	連歌屋地域線	: 200円
	湯の谷地域線	: 150円

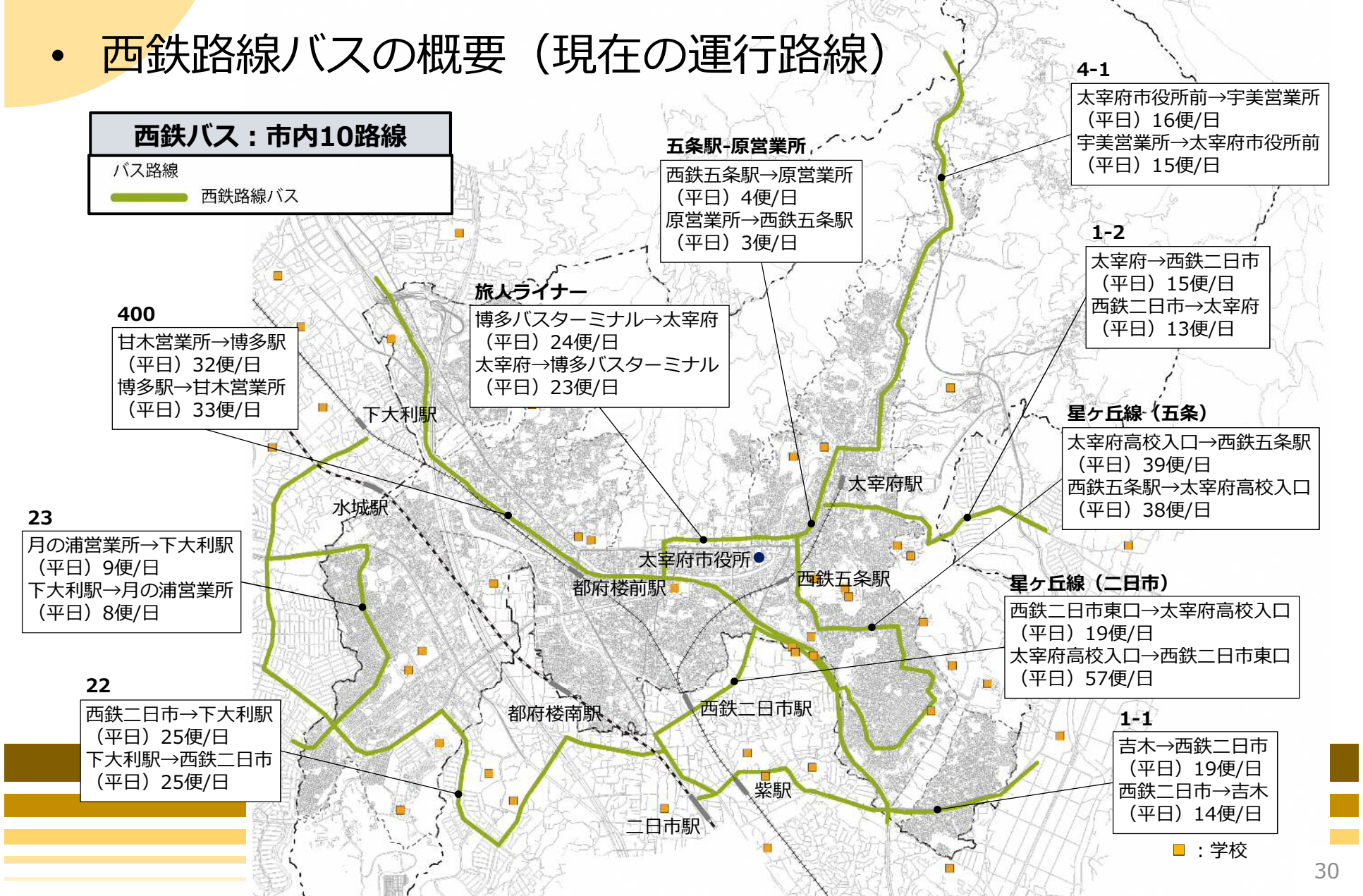


3. 太宰府市の主な公共交通網の概要

西鉄路線バスの概要（現在の運行路線）

西鉄バス：市内10路線

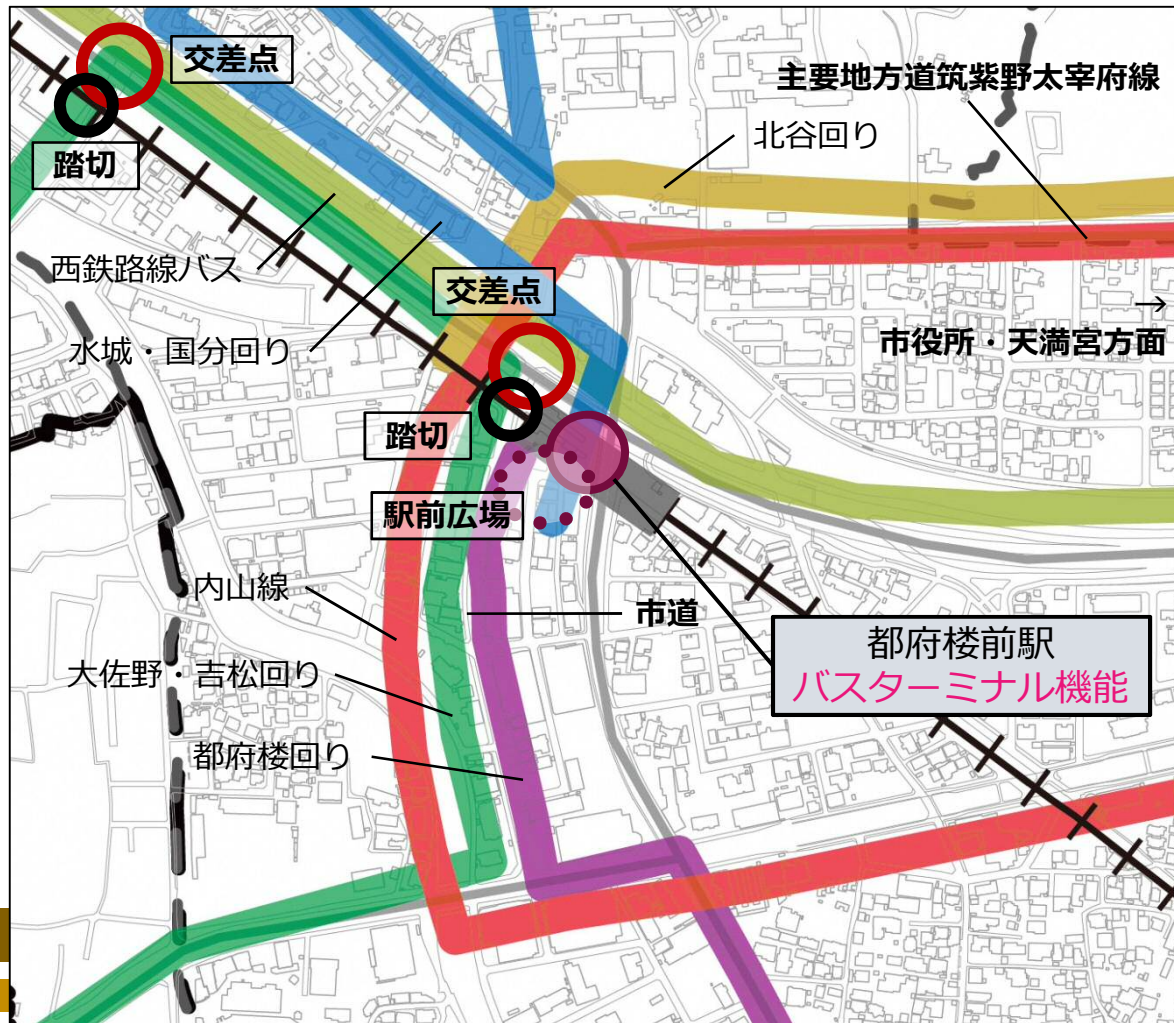
バス路線
 西鉄路線バス



4. 公共交通網の課題

4. 太宰府市の交通課題

②主要な拠点の課題・・・都府楼前駅



都府楼前駅周辺の課題

- ・ 駅がコミュニティバス7路線の発着拠点であるほか、踏切と交差点が近接し混雑する危険箇所をバスが通るため、周辺道路の渋滞やバスの遅延が発生しやすい

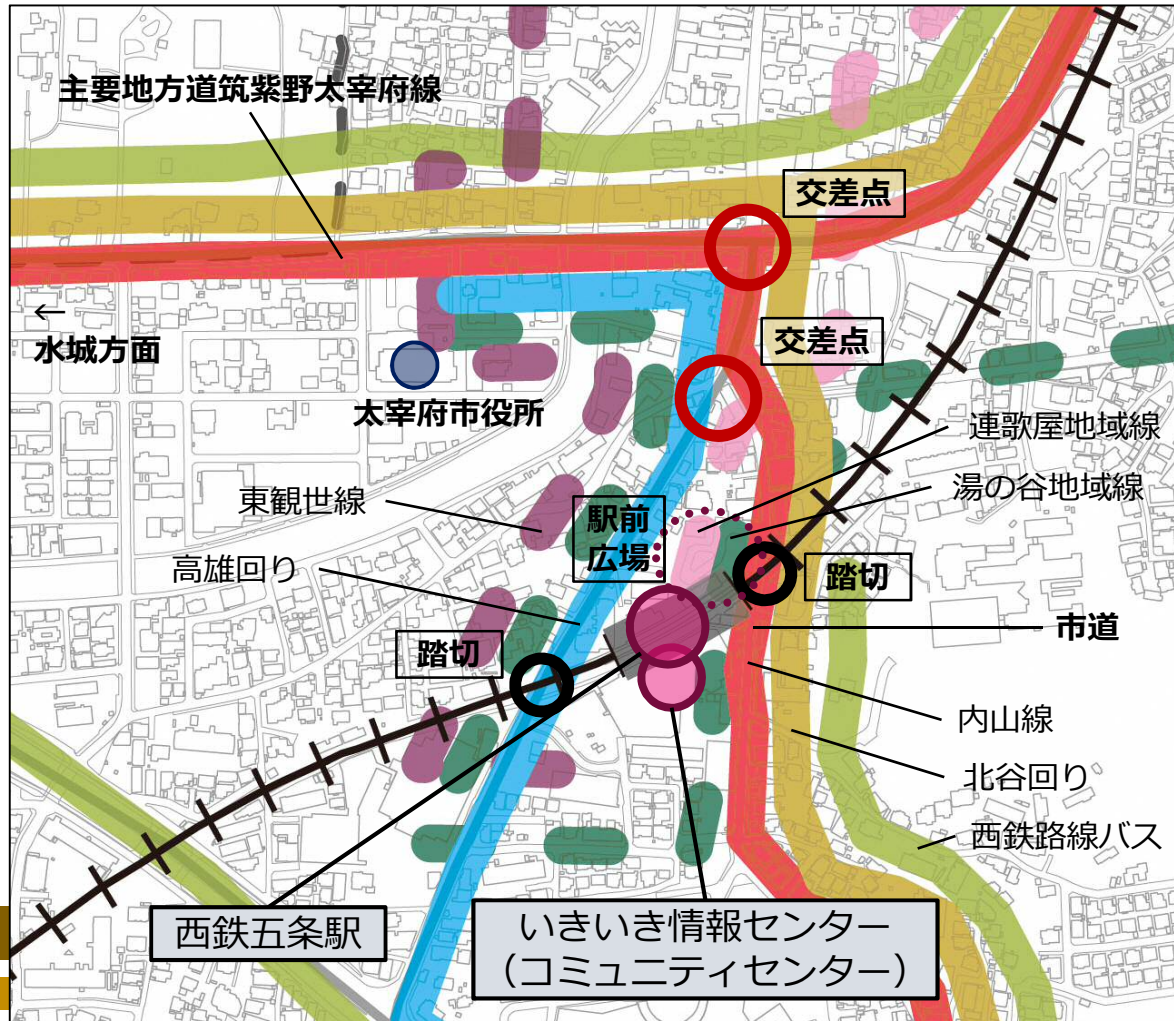
➡ 混雑解消

➡ 踏切道改良促進法指定踏切の対応

➡ 交通結節機能の向上

4. 太宰府市の交通課題

② 主要な拠点の課題・・・西鉄五条駅



西鉄五条駅周辺の課題

- ・ 駅とその周辺が、路線バスのほか、コミュニティバス3路線及び地域線3路線の発着地となっており、周辺道路の混雑やバスの遅延が発生しやすい

➡ 混雑解消

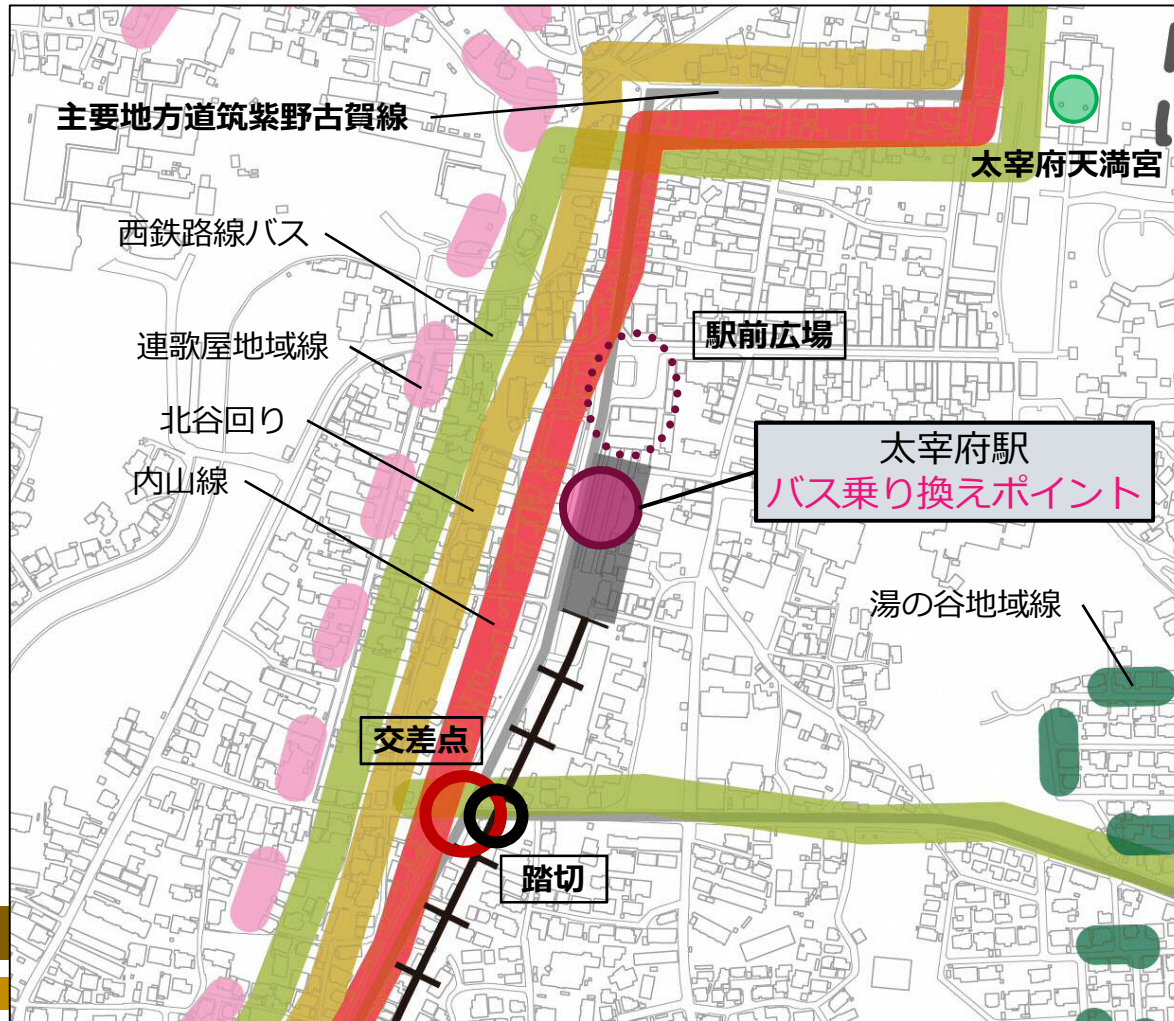
➡ 五条交差点と五条入口交差点の近接

➡ 五条駅前広場へのアクセス

➡ いきいき情報センターへのバス発着

4. 太宰府市の交通課題

② 主要な拠点の課題・・・太宰府駅



太宰府駅周辺の課題

- ・ 駅及び周辺一帯が、通過交通や観光目的の車両等で混雑する状況であり、バスの遅延が発生しやすい

➡ 混雑解消

➡ 交通結節機能の向上

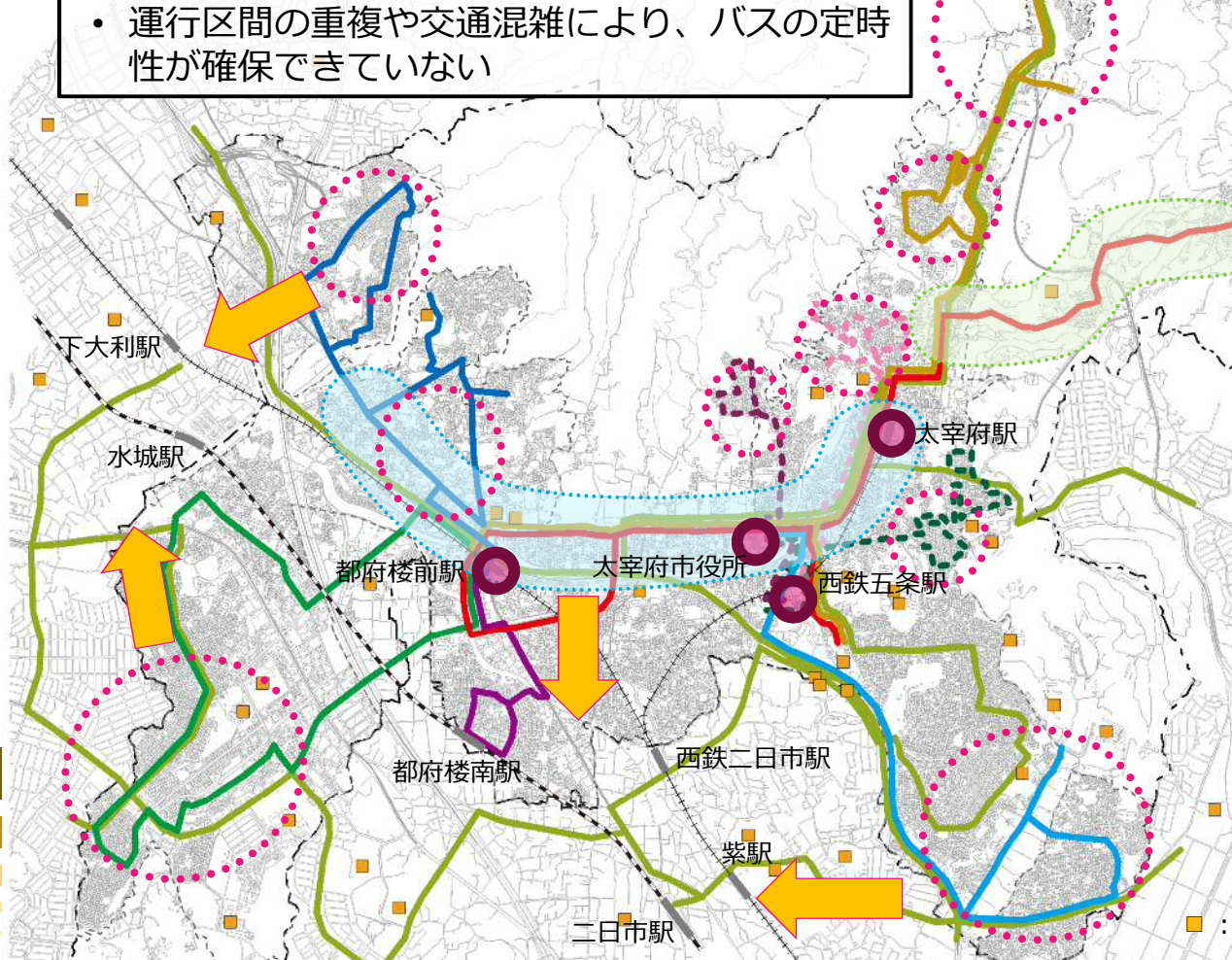
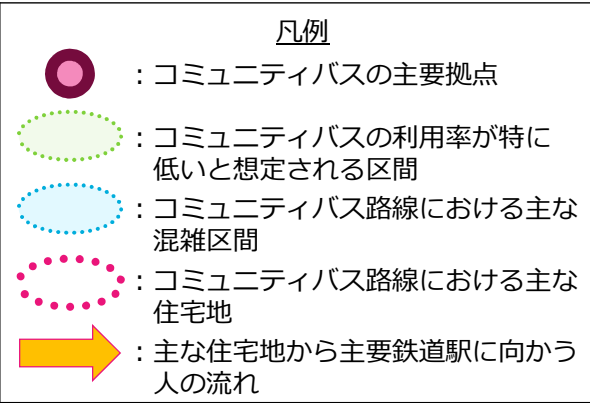
- ・ まほろば号
- ・ 旅人ライナー
- ・ 西鉄路線バス
- ・ 大学等の送迎バス
- ・ 宿泊施設の送迎バス

4. 公共交通網の課題

①公共交通網の課題抽出

主な問題点

- 利用したい鉄道駅と、コミュニティバスの運行ルートが整合が図れていない
- 運行区間の重複や交通混雑により、バスの定時性が確保できていない



主な課題
<ul style="list-style-type: none"> • 利用実態及び意向を踏まえた公共交通網の検討
<ul style="list-style-type: none"> • 事業者の路線バス及びコミュニティバスの効率的且つ効果的な路線網の見直し
<ul style="list-style-type: none"> • 通勤、買い物、通院等の市民の利用意向への対応
<ul style="list-style-type: none"> • コミュニティバスの定時性を確保
<ul style="list-style-type: none"> • 高齢化社会の進展に対応する交通モードの検討

4. 太宰府市の交通課題

①公共交通網の課題に対する方策の検討

太宰府市全体の公共交通網の課題として、その解決に向けた公共交通網の検討を行う。

公共交通網の検証

- 利用実態、意向及び道路交通状況を踏まえた**バスの路線網、バス発着拠点等**の見直し
- 通勤、買い物、通院等の市民の利用意向を踏まえた**ダイヤの見直し**
- 近隣市の駅等の交通結節点を結ぶ**バス路線網**
- **道路交通事情にあったバス路線網**

交通需要マネジメントの導入

- 公共交通網の在り方
- **実情に合った交通モード**（コミュニティバス、路線バス、デマンドタクシー等）
- 事業者の路線バス及びコミュニティバスの**効率的且つ効果的な路線網の見直し**
- 高齢期を迎えたこと等による運転免許証返納者への対応としての**車からバスへの移動手段の転換、バス利用推進方策**
- **数値化した目標の設定**

5. 今後の予定について

5. スケジュール

平成30年度予定

地域公共交通網形成計画策定関係

第1回（7月12日開催）

- 地域公共交通網形成計画の策定に向けて
- 地域公共交通の現況概要、課題の整理

第2回（9月開催予定）

- 現況分析の報告
- 地域公共交通における課題の整理
- 課題解決に向けた検討

第3回（11月開催予定）

- 基本方針・目標の検討
- 目標の実現のための施策の検討

第4回（1月開催予定）

- 地域公共交通網形成計画（案）の策定

地域コミュニティバス「まほろば号」運営関係

第1回（開催日未定）

- 運行計画の改訂
- 路線の変更

5. 今後の予定について

- 実態把握のための調査
 - 現況の分析（交通空白地域の把握等）
 - 市民アンケートの分析
 - ヒアリング（事業者、まほろば号利用者）

等